

論文の形式基準

I. ページ設定

A4 版横書きとし、レイアウトは横 40 字、縦は 30 行とする。

ポイントは、10.5 を標準とする。

II. 脚注

脚注は、当該ページに表示し、連続番号とする。脚注のポイントは9を標準とする。

III. ページ数

論文には本文に必ず通しページ数を付すること。ただし表紙・目次にはページ数はつけない。

IV. 引用方法

「法律文献等の出典の表示方法」

[2000 年度版] 法律編集者懇話会 『法律関係 8 学会共通会員名簿 2000』 から抜粋

1. 雑誌論文

執筆者名「論文名」雑誌名 巻 号 頁(発行年)または、巻号(発行年)頁

例；

①横田喜三郎「条約の違憲審査権砂川判決を中心として」国家 73 巻 7=8 号 1 頁以下
(1960)

②末弘厳太郎「物権的請求権理論の再検討」法時 11 巻 5 号(1939)1 頁以下〔民法雑記帳(上)(日本評論社, 1953)所収, 238 頁以下〕

③経済系・・・論文名は「 」で、書名は『 』でくくる。ページ数には p. はつけない。

例：藤田知子 (1995) 「tant における程度・結果・比較」『フランス語学研究』
第 30 号、1-13.

注； 1) 当該論文のサブタイトルは、できるかぎり表示することが望ましい。

2) 頁は「ページ」ではなく「頁」と表示する。当該巻号の頁で表示するのを原則とするが、合本にした場合等で通し番号があるときは、それを表示してもよ

い。なお、頁数の表示は末尾にすべきであるという見解がある。

- 3) 発行年は入れるものとする。西暦か和暦かは共同執筆等の場合を除き、著者の意向による。
- 4) 巻・号・頁は、一(ダッシュ)または・(ナカグロ)で略してもよい。たとえば、「国家 73・7=8・1」。
- 5) 再収録された論文集があれば、「所収」を表示し、さらに頁を入れることが望ましい(例②参照)。その場合、論文集等の発行所名は、できるかぎり入れるものとする。

2. 単行本

(1) 単独著書の場合

執筆者名『書名』頁(発行所, 版表示, 発行年)または(発行所, 版表示, 発行年)頁

例; 三ヶ月章『民事訴訟法』125頁(弘文堂、第3版、1992)

注; 1) 書名は原則として『 』でくくるものとするが、・(ナカグロ)でもよい。たとえば、三ヶ月章・民事訴訟法(弘文堂、第3版、1992)125頁。

- 2) シリーズ名, サブタイトルは必要に応じて入れる。
- 3) 発行所はできるかぎり入れるものとする。
- 4) 発行年は必ず入れる。
- 5) 書名に改訂版、新版等が表示されている場合は書名の一部として表示し、書名にそれぞれが表示されていない場合は、()内に入れる。ただし、版表示については初版本については入れないが、改訂版、第2版、第3版等は、必ず入れる。
- 6) (発行所、版表示、発行年)の順序については、(発行年、版表示、発行所)でもよい。

(2) 共著書の場合

① 一般

執筆者名「論文名」共著者名『書名』頁(発行所、発行年)または、共著者名『書名』頁〔執筆者名〕(発行所、発行年)

例； ①竹内昭夫「消費者保護」竹内昭夫ほか『現代の経済構造と法』397頁(筑摩書房、1975)

②林良平ほか『債権総論』124頁以下〔林〕(青林書院、1978)

注； 1) 出典表示の方法は「(1)単独著書の場合」を参照。

2) 共著者が3名以上の場合は1名のみ表示し、その他の共著者名は「ほか」と表示する。

② 講座もの

執筆者名「論文名」編者名『書名』頁(発行所、発行年)

例； ①金沢良雄「独占禁止法の理論——構造(目的)」経済法学会編『独占禁止法講座Ⅰ総論』159頁(商事法務研究会、1974)

②平野龍一「現代における刑法の機能」『岩波講座・現代法(11)』9頁(岩波書店、1965)

注； 1) 出典表示の方法は「1 雑誌論文」を参照。

2) 執筆者と編者が同一のときは、後の方を省略する(例②参照)。

3) 「編集代表」、「編著」は(編)と、監修は(監)と略してもよい。

4) 第1巻・第2巻、上巻・下巻等は原典表示が望ましいが、(1)・(2)、(上)・(下)と表示してもよい。

5) 書名に付ける『』(二重カギカッコ)はなくてもよい。その場合、編者名と書名の間は、・(ナカグロ)でつなぐ。

③ コンメンタール

編者名『書名』頁〔執筆者名〕(発行所、版表示、発行年)または、執筆者名『書名』頁〔編者名〕(発行所、版表示、発行年)

例； ①幾代通編『注釈民法(15)』205頁〔広中俊雄〕(有斐閣、昭41)

または、

②広中俊雄『注釈民法(15)』205頁〔幾代通編〕(有斐閣、昭41)

注； なお、以上のほか、「(1)単独著書の場合」を参照。

④ 記念論文集

執筆者名「論文名」 献呈名『書名』頁(発行所, 発行年)

例; 我妻栄「公共の福祉・信義則・権利濫用相互の関係」末川先生古稀記念『権利の濫用(上)』46頁(有斐閣、昭37)

注; 1) 出典表示の方法は「1 雑誌論文」を参照。特に、記念論文は、個人の論文集に再収録される場合が多く、[民法研究 II 所収、21 頁以下(有斐閣、昭 41)] のように、再収録の書名をできるかぎり表示することが望ましい。

2) 献呈名は、末川古稀のような略記で表示してもよい。

3) なお、最近の記念論文集は、献呈名を表示しないものもある。その場合は、「(b)講座もの」の出典の表示方法による。

(3) 欧文文献の場合

a) 単行本の場合は、

著者 (出版年): 書名, 出版地, 出版社

の順とする。著者名は family name を先に出し、first name はイニシアル 1 文字とする。書名はイタリックにする。できなければ下線を付す。英語文献の場合は、冠詞・前置詞・接続詞などを除いて、各単語を大文字で始める。フランス語文献の場合は、標題の最初の単語だけを大文字で始める。

例: Jackendoff, R. (1993): *Semantic Structures*, Cambridge, Cambridge, The MIT Press.

Chaurand, J. (1969): *Histoire de la langue française*, Paris, PUF.

b) 雑誌論文の場合は、

著者 (出版年): " 論文題名", 掲載誌, 巻号, ページ数

の順とする。論文名は " " でくくり、雑誌名はイタリックにする。できなければ下線を付す。ページ数には p. はつけない。標題の最初の単語のみ大文字で始める。

例: Coopmans, P. (1989): "Where stylistic and syntactic process meet: locative inversion in English", *Language* 65, 728-751

(4) 翻訳書の場合

原著者名(訳者名)『書名』頁(発行所、発行年)

例; ヴォン・メーレン編(日米法学会訳)『日本の法(上)』153頁(東京大学出版会、昭53)

注； 出典の表示方法は「(1)単独著書の場合」を参照。

(5) HPの場合

URL、取得年月日

3. 判例研究

(1) 雑誌の場合

執筆者名「判批」雑誌名 巻 号 頁(発行年)または、巻 号(発行年)頁

例； 大隅健一郎「判批」商事 140号 7頁(昭34)

例； 渡辺充「農地を移転譲渡した際に土地改良区に支払った決済金等が所得税法 33条3項にいう『資産の譲渡に要した費用』に当たるとされた事例」判例評論（判例時報社）577号 184～188頁（2007）

注； 1) 「判例批評」「判例研究」等の判例研究は、原則として表題を掲げずに「判批」「判研」とする。

2) 判例百選等の判例解説ものについても「判批」として扱う。ただし「判例解説」（最高裁調査官解説）の場合は「判解」とする

(2) 単行本の場合

執筆者名『書名』事件または、頁(発行所、発行年)

例； 鈴木竹雄・判例民事法昭41年度 18事件評釈(有斐閣，昭52)

注； 判民、商判研、最判解説のような略語を使用してもよい。

4. 座談会等

出席者ほか「テーマ」雑誌名(書名) 巻 号 頁 [〇〇発言] (発行年)または、巻 号 (発行年) 頁 [〇〇発言]

例； 池原季雄ほか「法例改正をめぐる諸問題と今後の課題」ジュリ 943号 19頁 [溜池発言] (平1)

5. その他(文中の表記)

(1) 前掲文献の扱い

例； 鈴木・前掲注(28)123 頁

注； 前掲(または前出)の場合は、単行本および論文とも初出の注番号を必ず表示する。

なお、当該執筆者の文献が同一の(注)のなかで複数引用されている場合には、下記いずれかの表示方法をとる。

- (a) 論文の場合…… 該当の雑誌名だけを表示するのを原則とする。ただし、論文のタイトルの略表示を用いることでもよい(特に、連載、論文の場合、この用法がわかりやすい)。巻、号等は省略する。

例； (32)高柳賢三「司法的憲法保障制(4)」国家 45 巻 6 号 15 頁(昭 6)

→ 高柳・前掲注(32)「憲法保障(4)」15 頁

- (b) 単行本の場合……

例； (30)我妻栄『近代法における債権の優越的地位』(有斐閣, 昭 28)50 頁

→ 我妻・前掲注(30)優越的地位 50 頁

(2) 注番号の扱い

注番号は、本文中の小見出しごとに番号を改めるような細分化をせず、**通し番号とする**。ただし、何を基準として通し番号とするかは、講座論文、雑誌論文、モノグラフ等、発表形態および分量によって異なる。したがって、以下の方法が望ましい。

- (a) 講座論文、雑誌論文の場合は、同一論文中は通し番号とする。ただし、長論文の場合は、(b)による。

- (b) **モノグラフの場合(雑誌連載、単行本とも)は、編、章または節のような大見出しごとの通し番号とする。**

6. 判例、先例、通達の表示

(1) 判例

最判昭和 58 年 10 月 7 日民集 37 巻 8 号 1282 頁 [1285 頁]

東京地八王子支判昭 37・11・28 下民 13・11・2395

大判大 12・4・30 刑集 2 巻 378 頁

- 小出事件（所得税更正処分取消事件）最高裁平 15（行ヒ）217 号、平成 18・4・20 一小法廷判決、破棄差戻、判例時報 1933 号 76 頁
- 修士論文・・・小出事件（所得税更正処分取消事件）・第 1 審：新潟地裁平 14（行ウ）3 号、平成 14・11・28 判決、棄却、税務訴訟資料 252 号順号 9237、控訴審：東京高裁平成 14（行コ）312 号、平成 15・5・15 判決、棄却、未掲載、上告審：最高裁平成 15（行ヒ）217 号、平成 18・4・20 一小法廷判決、破棄差戻し、判例時報 1933 号 76 頁、差戻審：東京高裁平 18（行コ）106 号、平成 18・9・14 判決、原判決取消、未掲載

- 注；
- 1) 頁は原則として、その判例が掲載されている初出の頁を表示する。
 - 2) 特に該当部分を引用する場合は、その頁を〔 〕(キッコウ)で囲むか、読点(、)を付し連記して表示する。
 - 3) 引用頁の表示は、その判例集の通しの頁とする。
 - 4) 最高裁の大法廷判決については、最大判と表示し、小法廷判決については原則として、最判と表示する(小法廷を表記する場合は最○小判と表示)。なお、旧大審院の連合部判決については、大連判と表示し、その他は大判と表示する。また、地名はフルネームで表示する。
 - 5) 年・月・日および巻・号・頁は・（ナカグロ）で表記してもよい。
 - 6) たて組みの場合には、原則として漢数字を用いるが、年・月・日はアラビア数字で表記してもよい。

(2) 先例、通達

昭 41・6・8 民甲 1213 号民事局長回答

7. 参考文献

論文作成に使用した参考文献は、論文の末尾にまとめて文献表として付すること。

＜レジュメの作成、コンテンツの統一＞

I. 序 論

- 一. 問題意識
- 二. 研究の方法
- 三. 仮 説
- 四. 研究対象
- 五. 研究の具体的方法、手法
- 六. 先行研究（本論の中でいれても可）

II. 本 論

- 一.
 1.
 - (1)
 - ①
イロハ
abc
i ii iii
- 二.

III. 結 論

IV. 参考資料

<判例評釈、コンテンツの統一>

I 事件名

渡辺事件（所得税更正処分取消事件）～役員認定賞与と源泉徴収～

事件名はできれば納税者の氏名（会社名）をつけ、所得税、法人税等の更正処分取消訴訟等と記載する。また、その事件の簡単な内容も記載する。

II 事実関係

III 当事者の主張

一．税務当局の主張

二．納税者の主張

III 判決の要旨

IV 評 釈